

うるま市レンタル農場施設使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、うるま市（以下「甲」という。）が所有するレンタル農場施設（以下「当施設」という。）を当施設の使用者（以下「乙」という。）が使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 当施設は、うるま市内で新規就農を目指す者に当施設を農産物の栽培施設として使用してもらうことにより、就農後の安定した農業経営を支援することを目的としたものとしている。

(施設の内容)

第3条 当施設は、うるま市市有備品使用規程（平成17年うるま市訓令第32号。以下「備品規程」という。）第9条に基づき、農林水産政策課長から使用承認を受けた施設である。

2 施設の内容（種類、数量、使用期限、使用目的、使用場所、使用者住所及び氏名）は「うるま市市有備品（使用）承認書」に記載されているとおりとする。

(賃料)

第4条 当施設の使用に関する賃料は無償とする。ただし、土地の使用に関する賃料は有償となり、別途、契約により支払うこととする。

(使用期間)

第5条 当施設の使用期間は、原則として甲が募集時において定める期間とする。

(使用期間の変更等)

第6条 前条に規定する使用期間の変更又は使用の停止は、原則として認めない。ただし、天災、病気、事故等やむを得ない事由による場合は、甲乙協議の上、期間変更又は使用停止ができるものとする。

2 前項の事由及びその他事由により、当施設の使用が不能になった場合、乙は、使用期間の残存期間中における当施設の維持管理方法等は、甲に一任するものとする。

(相互協力)

第7条 乙が当施設を使用するに当たり、甲と乙は相互信頼のもとに友好的に協力し合うものとする。

2 甲は、当施設を管理するために乙の同意なしに当施設へ立ち入ることができるものとする。

3 乙は、甲が当施設の管理、修繕等を行う場合には、甲に協力することとする。

(施設の使用管理)

第8条 乙は、当施設を適正に使用し、善良な管理者の注意をもって常に良好な状態で管理するものとする。

2 乙は、当施設の使用及び管理によって第三者に損害を与えたときは、責任をもって解決し、その費用を負担するものとする。

3 乙は、台風、竜巻等の自然災害等に備え、園芸施設共済等の保険に加入するものとする。

4 乙は、当施設を使用するに当たり、作業日誌を作成し、使用状況等を記録するものとする。

(使用実績報告)

第9条 乙は、当施設を使用した実績等について、毎年度、甲に次に掲げるものを提出し、

報告するものとする。

- (1) 作業日誌
- (2) 所得証明書
- (3) 申告書の写し
- (4) 出荷実績
- (5) 作付け計画および作付け実績
- (6) その他市が必要とするもの

2 報告対象期間は、4月から翌年3月までの12か月間の実績とし、乙は甲が定める期限内に報告するものとする。

(施設の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、当施設及びこの規程上の権利を第三者に譲渡し、使用させ、又は担保に入れる等、当施設に対する甲の所有権に関わる行為は禁止する。

(使用の停止)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、通知、催告その他の手続きを要せず、直ちに当施設の使用を停止することができる。

- (1) 銀行取引の停止又は差押え、解散、破産、民事再生等の申立てをしたとき。
- (2) 正当な理由なく、6か月以上継続して当施設を使用しないとき。
- (3) 公序良俗に反し、迷惑となる行為をしたとき。
- (4) 第三者に当施設を転貸し、又は占有使用させたとき。
- (5) その他この規程に違反したとき。

(損害賠償)

第12条 乙がこの規程に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は、甲の被った損害を賠償することとする。この場合において損害額の算定は、賠償当時の時価を基準とし、甲乙協議の上、これを定める。

(免責)

第13条 震災、風水害、火災、爆発、盗難その他甲の責に帰することのできない事由又は電気、水道、その他施設付属設備機器等に起因した事故により乙が損害を被った場合、甲は損害賠償の責を負わないものとする。

(使用期間満了の取扱い)

第14条 使用期間の終了後、乙は速やかに原状回復して甲に当施設を返却するものとする。

(施設の明渡し)

第15条 乙は、備品規程第4条及び第5条により、当施設の使用承認の取消しとなった場合、又はその他事由により、当施設の使用期間が終了した場合には、遅滞なく乙の負担において諸造作、備品等をすべて撤去し、当施設を原状回復の上、甲に明け渡すものとする。

2 乙が前項の明渡しをしない場合、乙は、使用期間終了日の翌日以降から明け渡すまでの期間に係る諸費用を甲に支払うものとする。

3 第1項の明渡しに当たり、乙が当施設を現状に復さないときには、甲は、自らこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

4 甲は、乙から当施設を明渡しされた後、当施設内に残置した物件があるときには、任意にこれを処分することができる。

(造作買取請求権)

第16条 乙は、当施設の明渡しにおいて、その事由及び名目のいかんにかかわらず、乙が

当施設内の諸造作及び設備について支出した費用の償還請求、移転料、立退料、営業権代、暖簾代等の一切の請求及び当施設に自己の費用をもって設置した諸造作設備等の買取りを甲に請求することはできない。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。